

STOP! あおり運転!!



あおり運転は犯罪! 道路交通法改正で、
妨害運転罪が創設されました。

(令和2年6月30日施行)

あおり運転をした場合

あおり運転の
せいで

危険が生じた場合

①妨害運転【交通の危険のおそれ】

他の車両等の通行を妨害する目的で、
一定の違反(※10種類の違反 下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における
交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

②妨害運転【著しい交通の危険】

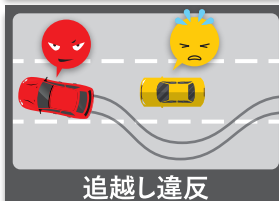
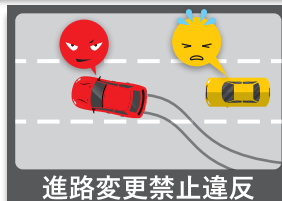
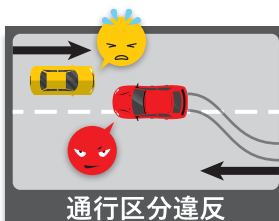
①の罪を犯し、
よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、
その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

罰則など
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金／違反点数25点
免許取消し(欠格期間2年) ※前歴や累積点数がある場合には最大5年

罰則など
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金／違反点数35点
免許取消し(欠格期間3年) ※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反

妨害(あおり)運転の対象となる
10種類の違反



運転マナーの基本



- ◎ゆずり合い・思いやりの気持ちを持とう
- ◎道路交通状況に応じた運転をしよう
- ◎感謝の気持ちを示そう
- ◎時間に余裕を持とう
- ◎追い越し車線を走り続けたい
- ◎急な割り込みはしない
- ◎みだりに車線変更しない
- ◎車間距離を十分とる

©中日ドラゴンズ

「思いやり・ゆずり合い」の運転を! ドライブレコーダーをつけましょう! あおり運転を受けた時は、車外に出ることなく110番を!